

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条中「あった」を「ある」に、「当該変更の日から5日以内に、」を「速やかに」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「係長及びこれに準じる職以上の職にある」に改め、「職員」の右に「(区長を除く。)」を加え、「文書」を「事務引継書」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「の職員」の右に「(区長を除く。)」を加える。

第5条中「前条第1項第1号から第12号までに掲げる職員」を「前条第1項に規定する職員及び区長」に、「文書」を「事務引継書(区長にあっては、地方自治法施行令第129条において準用する同令第123条の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産目録)」に改め、「以内に、」の右に「危機管理監、技監、企画監、広報監、情報政策監、サービス監、観光政策監、子育て支援政策監、保健政策監、局長及び区長並びに会計室長にあっては」を加え、「、市長に」を「市長に、その他の職員にあっては上司に、それぞれ」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)